

落札後の注意事項

公売物件種別		自動車
項目	動産	※入札方法が入札形式による公売の場合、落札者に売却決定を受けた次順位買受申込者も含まれます。
危険負担	買受代金を納付した時点で、落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うこととなります。	買受代金を納付した時点で、落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うこととなります。
契約不適合責任	小平市は公売物件の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。	小平市は公売物件の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
引渡条件等	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で引き渡します。	公売物件の車両及び装備は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で引き渡します。
返品・交換	落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。	落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。
執行機関の引渡義務	執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡を受ける場合、当該保管人が現実の引渡を拒否しても執行機関は現実の引渡を行う義務を負いません。	執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡を受ける場合、当該保管人が現実の引渡を拒否しても執行機関は現実の引渡を行う義務を負いません。
		落札者は、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
保管費用	買受代金納付日に公売物件の引渡を受けない場合、保管費用がかかります。	買受代金納付期限日に公売物件の引渡を受けない場合、保管費用がかかります。

落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合	買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。	買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。
	買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続きは停止します。手続きの停止中は、落札者は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。	買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続きは停止します。手続きの停止中は、落札者は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。